

資料2-4

都市計画と景観計画改訂(案) との整合性について

野洲市都市建設部都市計画課

都市計画との整合性①

1.野洲市都市計画マスタープラン

○良好な景観形成を図るため、「野洲市景観計画」に基づき整備・保全を図る。

2.地区計画

○地区計画で定められた制限事項が適用される。

○地区計画に定めのない事項については、景観計画で定められた行為の制限に関する事項が適用される。

都市計画との整合性②

3.風致地区

○野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「風致条例」という。)に基づいた規制が適用される。

○一定規模を超えるものは風致条例による許可等に加えて、景観法に基づく行為の届出が必要となる。